

東京工業大学学術国際情報センター

共同利用実施規定

平成25年 5月27日改訂

(目的)

第1条 この規定は、東京工業大学（以下、「本学」という。）学術国際情報センター（以下、「センター」という。）が実施する共同利用に係る手続き等を定め、もって円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、「共同利用」とは、大学及び独立行政法人等の研究機関向けの学術利用、会社法等に規定される法人による産業利用、非営利団体および公共団体等向けの社会貢献利用のことをいう。

この規定において、「センター長」とは、学術国際情報センター長をいう。

2 この規定において、「TSUBAME」とは、センターに設置、運用されているクラスター型グリーンスーパーコンピュータ TSUBAME のことをいう。

3 この規定において、「利用課題」とは、この共同利用により TSUBAME を利用する課題のことをいう。

4 この規定において、「利用課題責任者」とは、採択された利用課題の実施における責任者のことをいう。

5 この規定において、「選定・評価委員会」とは、事業における利用課題の選定及び評価に携わる本学内外の研究者から構成される委員会のことをいう。

(適用)

第3条 この事業の実施については、センター計算機システム運用規程及び共同利用細則に定めるところによるほか、この規定及び別に定める共同利用規定細則による。

(利用課題の対象)

第4条 利用課題の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学及び独立行政法人等の研究機関向けの「学術利用」に該当するもの。
- 二 会社法等に規定される法人による「産業利用」に該当するもの。
- 三 非営利団体および公共団体等向けの「社会貢献利用」に該当するもの。

(利用課題の選定)

第5条 センターは、利用課題を公募し、利用課題の採択を希望する利用課題責任者から選定審査に必要な情報を記載した書面及びその電子データ等をセンターが別に定める期日・方法にて提出させ、選定・評価委員会にて利用課題の選定審査を実施する。

(提供資源)

第6条 利用課題に提供する資源は、第5条に規定する利用課題の実施に必要な資源のうち、別に掲げる機器、学内ネットワーク、計算資源利用権、ソフトウェア利用権及びサポート利用権等とする。

(利用課題の管理等)

第7条 利用課題が共同利用への採択事実を発表しようとするときは、発表前に事前にセンターの承認を得るものとする。本事業による成果等を発表したときは速やかにその旨をセンターに報告すること。その他本事業利用課題の管理に必要な事項については、別に共同利用規定細則に定める。

(進捗報告)

第8条 センターは、利用課題に対し、適宜、進捗報告を行わせるものとする。進捗報告の方法、書式等その他必要な事項については、別に共同利用規定細則に定める。

(評価)

第9条 センターは、利用課題に対し、利用課題選定・評価委員会において評価を実施する。評価の実施その他必要な事項については、別に共同利用規定細則に定める。

(成果普及)

第10条 センターは、共同利用による成果は原則公開とする。利用課題が、特許取得等の理由で提出した成果報告書の公開の延期を希望する場合には、本学との協議により最大2年間の延期を認めることができるものとする。

「産業利用」および「社会貢献利用」においては利用者の申し出および成果非公開の場合の利用料金を支払った場合に利用者により成果を公開しない共同利用を認めるものとする。ただしこの場合でも採択日、採択機関名、利用区分については公表する。その他必要な事項については別に共同利用規定細則に定める。

(知的財産の帰属)

第11条 利用課題が、共同利用によって生じた知的財産権については、原則として利用課題実施者に帰属するものとする。本学構成員が寄与したその他知的財産の帰属に関しては、本学が別に定める共同研究契約に係る規定等に従うものとする。

第12条 削除

(事務所轄)

第13条 共同利用に係る運営並びに事務処理は「共同利用推進室」が所轄する。

(その他必要事項)

第14条 この規定に定めるもののほか、利用課題の応募、選定、提供資源、実施、評価、成果普及、知的財産の帰属及び事業連携等に関し、必要な事項は、別にこれを本事業実施細則に定める。

附則 この規定は、平成21年 7月28日から実施する。

附則 (平 25.05.27 改 02)

この規定は、平成25年 5月27日より実施する。